

平成30年度

第20回和歌山市農業委員会議事録

日 時 平成31年2月12日（火曜日） 13時00分 開会
場 所 和歌山市農業委員会会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
議案第1号	農用地区域除外に係る意見について
議案第2号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第3号	農地法第2条の農地でない旨の証明願について
議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第5号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第6号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第7号	農用地利用集積計画について

出席委員（16名）

3番	土橋	ひさ	13番	廣井	伸多
4番	有本	太一	14番	辻本	傑
5番	曾根	光彦	15番	吉川	松男
6番	坂東	紀好	17番	山本	茂樹
7番	吉中	雅三	18番	谷河	績
8番	湯川	徳弘	19番	中村	弘
9番	藤井	幹雄			
10番	岩橋	章			
11番	和田	好夫			
12番	藤井	高			

欠席委員（3名）

1番 宇治田清治
2番 山本 宏一
16番 大河内壽一

出席職員

農業委員会事務局

局長 田村 佳紀
課長 奥谷 知彦
副課長 清瀧 篤樹
班長 中川 拓哉
企画員 東 智弘
事務副主任 殿元 輝之
事務副主任 河原 千春

農林水産課

副課長 中元 成浩
農政企画班長 前島 一仁
農政企画班事務副主任
上野 宏武

13時00分 開会

◆田村局長 それでは、定刻が参りましたので、第20回農業委員会総会を開催いたします。谷河会長よろしくお願ひします。

◆会長（谷河 績） ただいまより、第20回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は19名中16名で、定足数に達しておりますので総会は成立しています。

去る1月28日、宇治田委員、湯川委員、吉川委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。後ほど報告方よろしくお願ひします。

なお、宇治田委員、山本宏一委員、大河内委員から都合により欠席したい旨、ご連絡がありましたので、報告いたします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、山本茂樹委員、中村委員に願ひします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明いたします。

◆東 企画員 番外、説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、10件ありました。内容は全て相続による所有権の取得です。また、本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといた

します。

報告事項 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について説明します。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法施行規則第29条第1号に規定する農業用施設の届出で2件ありました。

No1 申請地は西和佐地区・・・、和歌山インターチェンジの・・・mに位置しています。申請人は経営面積・・・㎡を有する農家です。昭和・・・年頃より前土地所有者が農業用倉庫を建てて利用していましたが、届出をしていませんでしたので本届出に至りました。

No2 申請地は東山東地区・・・、伊太祈曾駅の・・・mに位置しています。申請人は、経営面積・・・㎡を有する農家です。過去に農業用倉庫を建てて利用していましたが、届出をしていませんでしたので本届出に至りました。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただきましたことといたします。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について説明いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出で4件ありました。平成31年1月22日付、29日付で受理通知書を交付しています。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について説明いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で19件ありました。平成31年1月11日付、22日付、29日付で受理通知書を交付しています。なお、N○1からN○7は和歌山市が行っている準用河川改修事業に関連しており、賃貸借権の設定で一時転用となっております。また、N○13及びN○19は使用貸借権の設定となっておりますN○18は賃貸借権の設定で開発許可済です。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆19番（中村 弘） N○3のみ一時転用の期間が3か月となっておりますが、これは何かあるのですか。

◆清瀧副課長 番外。説明いたします。

同じ工事の関連で、他の案件の一時転用の期間は2か年なのですが、この部分については、実際に3か月しか使用しない部分であると河川課から聞いております。

◆会長（谷河 績） 他にございませんか。

「ハイと言うものあり。」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

議案第1号 農用地区域除外に係る意見について提案いたします。

◆上野農林水産課事務副主任 番外、説明させていただきます。

本件は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき、同法施

行規則第3条の2の第2項の規定により、農業委員会のご意見をお聴きするものです。

お手元の資料、農用地区域除外参考資料（位置図）をご覧ください。全3件の申出があり、3ページに位置図を示しております。全3件、一括して説明させていただきます。①について説明させていただきます。参考資料の4ページから8ページをご覧ください。4ページにありますように申出地は、赤色で着色し示しており、名草地区、名草幼稚園の・・・mに位置しております。また、青色で着色し示しています代替地とは、申出地以外で代替することができないか検討した土地のことを示しています。他のページにも記載しています代替地に関しましても同様の意味です。また、申出時に受領した代替地検討書を5ページに添付しております。6ページには、申出地を二方から撮影した写真を、7ページには、農用地区域の広がり、8ページには、関係各課の意見を示し、添付しております。参考にご覧ください。

除外申出の経緯といたしましては、利用者の・・・は、土地所有者の・・・氏の・・・にあたります。利用者は、土地所有者と共に申出地（・・・・）の隣接地（・・・・）に同居中で、利用者には・・・が・人おり、・・・に伴い、土地所有者宅が手狭であるとのことです。また、利用者は、・・・・であるとのことです。申出地（・・・・）は、北側に宅地、東側に自宅、南側に農地、西側に道路に隣接した農地となっております。利用者は、申出地に新たに住宅を建築したいとの意向であり、利用者が申出地に住むことにより、今後の・・・及び土地所有者の高

齢に伴う不安等を解消することができるとの意向で、除外申出に至りました。

続きまして、②について説明させていただきます。参考資料の9ページから13ページをご覧ください。9ページにありますように申出地は、赤色で着色し示しており、山口地区、市立山口小学校の・・・mに位置しております。また、申出時に受領した代替地検討書を10ページに添付しております。11ページには申出地を二方から撮影した写真を、12ページには、農用地区域の広がり、13ページには、関係各課の意見を示し、添付しております。参考をご覧ください。

除外申出の経緯といたしましては、利用者は・・・で、土地所有者は、・・・氏です。申出地（・・・・）は、北側及び東側に道路、南側及び西側に農地に隣接した農地となっています。土地所有者である・・・氏の・・・は・・・・に住んでおり、・・・であること、かつ、所有し・・・が・・・・、・・・・、・・・・にあることから、効率的に・・・が行えるとのことで、申出地に新たな家を建築したいとの意向であり、除外申出に至りました。

続きまして、③について説明させていただきます。参考資料の14ページから18ページをご覧ください。14ページにありますように申出地は、赤色で着色し示しており、和佐地区、市立和佐小学校の・・・mに位置しております。また、申出時に受領した代替地検討書を15ページに添付しております。16ページには、申出地を二方から撮影した写真を、17ページには、農用地区域の広がり、18ページには、

関係各課の意見を示し、添付しております。参考をご覧ください。

開発予定の・・・・の会社概要といたしましては、・・・・、・・・・、・・・・等を営んでおり、従業員は・・・名程度とのことです。

申出の経緯といたしましては、・・・・は、平成・・・年・・・月に、露天駐車場として・・・・の除外申出を行っており、平成・・・年・・・月・・・日付で除外を行いました。しかし、平成・・・年当時から、必要とする駐車場が足りていなかったものの、除外により拡張した土地と駐車場として借りていた土地を利用し、現在営業をされているとのことです。平成・・・年・・・月に借りていた駐車場の契約が切れ、契約更新ができなかったため、駐車場となる土地を探していたとのことです。また、事業は好調で、売り上げも伸びているとのことです。申出地の・・・・は、北側に・・・・、東側に水路、南側に里道、西側に宅地に隣接した土地となっています。申出地を露天駐車場に開発することで、作業の利便性、安全性が向上し、一体的な土地の有効活用ができるとの意向で除外申出に至りました。

以上の全3件について、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる1号から5号までの要件のすべてを満たすと判断し除外を行おうとするものです。

説明は、以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号に対する意見は、やむを

得ないとさせていただきます。

議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について提案いたします。

◆中川班長 番外、説明します。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税納税猶予に関する適格者証明書の申請があったもので2件ありました。各相続人から耕作を継続する旨の誓約書が添付されております。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について提案いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

本件につきましては、非農地証明の交付基準に基づき、証明願の提出が4件ございました。

No1 昭和・・・年・・・月頃より公衆用道路として利用している No2 昭和・・・年頃より宅地として利用している No3 平成・・・年頃より倉庫として利用している No4 昭和・・・年頃より農業用倉庫として利用している。また、No1からNo4については、非農地証明の交付条件（5）の土地であって（7）から（9）の条件を満たしていると思われまます。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第3号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございます

ので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について提案いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で2件ありました。No1からNo2については、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、下限面積要件を満たし、その取得後において全ての農地を効率的に耕作を行い、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第4号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について提案いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配付していますのでご覧ください。

No1 申請地は川永地区・・・、川永小学校の・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模が概ね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請者は・・・を営んでおり、・・・の進入を容易にする目的から、当該申請地を進入路として転用するものです。

No2 申請地は安原地区・・・、智辯学園和歌山高等学校の・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模が概ね

10ha未満のため第2種農地に該当します。申請者は・・・を営んでおり、自身の・・・の作業性の向上及び地域住民の通行のため、道路の拡幅を目的として、進入路として転用するものです。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第5号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆殿元事務副主任 番外、説明します。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配付していますのでご覧ください。

No1 申請地は安原地区・・・、安原小学校の・・・mに位置し、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり不許可の例外に該当します。申請人は現在・・・に住んでいますが・・・の家に近い、・・・の名義の当該地に住宅を建てるため転用するものです。なお、使用貸借権の設定で開発許可申請中です。

No2 申請地は西山東地区・・・、吉礼駅の・・・mに位置し、概ね500m以内に鉄道の駅がある第2種農地に該当します。本申請は土地所有者である・・・と・・・での申請となっています。現在・・・と・・・は共に居住していますが、現在の居住地を・・・へ引き渡し、新たに・・・所有の当該地へ・・・及

び・・・のため2世帯の住宅を建てるため転用するものです。なお、使用貸借権の設定で、開発許可申請中です。

No3 申請地は山口地区・・・、山口小学校の・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模が概ね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請者は・・・を務める者で、仕事関係者の自宅への訪問が多く、来客用の駐車場が不足していたため、露天駐車場として転用するものです。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第6号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声。」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。

議案第7号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

◆中川班長 番外、説明いたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定で、新規の契約が6件ございました。全て使用貸借権の設定です。期間はNo3が1年、No5が4年、No1、No2、No6が5年、No4が6年です。面積は田が13,215㎡でした。なお、No3については新規就農となり、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので担当の委員さんより報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No3につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので湯川委員さん報告願います。

◆8番（湯川徳弘） 報告いたします。利用権の設定についてということで、去る

1月28日に宇治田委員、吉川委員とともに現地調査及び事情聴取を行いました。借人は和歌山市・・・・、・・・、貸人は和歌山市・・・・、・・・さんです。所在地は和歌山市・・・・外・筆、・・・・・㎡です。・・・について説明いたしますと、・・・と言うのがありまして、その中に・・・、・・・というのがございます。そこで現在雇用者を一時ストックしているという形です。申請者は・・・氏で・・・歳、従業員が約・・・名、そのうち・・・名が身体に障害をお持ちの方々です。農作物は・・・とか他の直売所へ出すということです。平成・・・年・・・月から福祉サービス事業所ということで現在までやって来ておりますが、現地の方は土地の収用ということで・・・の所有する土地はこれからもうなくなってしまうということです。そこで和佐地区の方で・・・氏にお話しをしてお借りすることになったということです。この土地を借りるにあたっては、井口委員があっせんされております。調べましたところ、現在、既に・・・㎡程度の面積でやっておるのですが、今度新しく借りるところは平坦地でありまして、しかも、進入路が非常に狭く、軽トラも入るか入らないかの状態であります。現在コマツナを作るために簡易ハウスを作っています。中の状態を見ましても、農業をするのには、なかなか難しいのではないかと感じております。しかしながら、昨日も再度見に行ったところハウスを次々と建てておりました。ただ、この人たちがこの農地を借りているのは一応1年契約ということでありまして、そこがちょっと引っかけます。せっかく

ハウスを建ててナイロンを張ったものを、なぜ1年契約なのかなと、もう少し3年とか、なぜ借りられないのかなということでもあります。この農業の経営は厚労省の身体障害者支援事業という形で行われると聞いておりますが、新規就農者の認定だけ取得して別の事業をしているというのであれば違反にもなりかねないということで、当農業委員会がそのカモフラージュに利用されるのではなかろうかという危惧もあります。したがって、10月で契約が切れるのであればその時点でもう一度確認するなど、その辺りも今後、追跡調査を行うなどお願いしたいと思っております。以上です。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第7号について説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

現調委員さんからは、ちょっと騙されるのではないかということでしたが。

◆9番（藤井幹雄） 先ほど湯川委員がおっしゃった疑念は、報告を聞いていて皆が共有したのではないのでしょうか。でも積極的にノーというまでの理由がないからやむを得ず可決するというのであれば、その旨を議事録に一言書いていただいた方がよいのではないのでしょうか

◆会長（谷河 績） 湯川委員は現調をしてきたご意見を報告してくれました。その上で、ご意見ございませんか、ということで皆さんにお伺いしました。それで他にご意見等がございませんでしたので。

◆9番（藤井幹雄） 了解しました。

◆会長（谷河 績） 他に何かございませんか。可決決定してよろしいでしょうか。

「異議なし、との声。」

ご異議がないようでございますので、議案第7号は可決と決定しました。

議案については以上です。その他、何かございませんか。

「なし、との声。」

それでは、ご質問がないようでございますので第20回総会を閉会いたします。長時間ありがとうございました。

13時57分 閉会